

## 〈財形預金規定〉

### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

### 2. (預金の種類、期間等)

預入れの預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。

### 3. (自動継続等)

- (1) 預入れの預金は、最長預入期限に元利金をもって、期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続に際し、最長預入期限を同一日とする預金については、これらの合計額をもって1口の期日指定定期預金とします。
- (3) 継続された預金についても同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

### 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。

#### ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の預金残高の全部または一部に相当する金額について、据置期間満了日（継続をしたときはその据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

#### ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とし

## 【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

ます。) から満期日 (継続をするときは最長預入期限) の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率  
(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日 (すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日) から適用します。

(3) 指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとにその預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 6ヵ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヵ月以上1年未満   | 2年以上利率×20%     |
| ③ 1年以上1年6ヵ月未満 | 2年以上利率×30%     |
| ④ 1年6ヵ月以上2年未満 | 2年以上利率×40%     |
| ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 | 2年以上利率×50%     |
| ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 | 2年以上利率×60%     |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するとき (一部の金額を解約または書替継続する場合を含みます。) は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、預金1口毎の元金累計額が払戻請求額に達するまで、次の順序により解約します。

- ① 預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 前号において日数が同一のときは、当行所定の方法により解約します。

(4) 前項により最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金の全額を

## 【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

解約します。

② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額を解約します。

A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合……………1万円。

B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合……………その請求額。

(5) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

### 7.（規定等の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

(2020年4月現在)